

キャッシュレス決済対応POSレジ導入事業
プロポーザル実施要領

令和6年8月

大阪府大東市

1 事業の概要

(1) 件名

大東市キャッシュレス決済対応POSレジ導入事業

(2) 事業目的

大阪府大東市では、行政の情報化を推進するとともに、行政サービスの提供体制を見直すこととしており、この中で窓口払いの手数料などのキャッシュレス化を検討してきた。

国や大阪府においてもデジタル社会の実現を目指し、キャッシュレスに関する取組みを推進しており、ウィズコロナ社会における新しい生活様式を踏まえ、大阪府大東市としてキャッシュレス決済の更なる普及や環境構築に取り組んでいく必要がある。

こうしたことから、本事業は、手数料、使用料などにキャッシュレス決済を導入することにより、現金収受による接触機会の低減を図り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するとともに、多種多様な支払い方法の提供により、大阪府大東市民の利便性向上を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

「仕様書」のとおり

(4) 事業期間 契約締結日から令和10年12月15日（金）まで

※令和6年12月16日（月）から本番運用開始予定

※契約期間については、「仕様書」のとおり

(5) 提案限度額

総額 11,067,782 円（税込）とする。

※見積金額が限度額を上回る場合は、審査の対象としない。

また、最低制限価格については設定しない。

※指定納付受託業務に係る費用は、提案限度額には含まないが、本プロポーザルでの評価対象とする。

2 参加資格

公募型プロポーザル参加者は、参加表明書の提出期限である令和6年9月4日

（水）現在において、以下の要件をすべて満たしているものとする。

(1) 大東市建設工事等における入札参加停止に関する要綱による入札参加停止期間中でないこと。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法・民事再生法の規定に基づき、更生または再生手続きを開始していないもの。
- (4) 国税及び地方税を滞納しているものでないこと
- (5) 本公募は、複数の事業者による共同での提案も可能とする。この場合、以下の要件を満たしていること。
 - ア 共同で提案を行う事業者（以下、「共同事業者」という。）のうち、1 事業者を代表事業者として定めること。
 - イ 共同事業者全てが法人格を有していること。
 - ウ 共同事業者全てが上記（1）～（4）の参加資格を満たしていること。
- (6) プロポーザル参加者が、契約締結までの間に上記（1）から（5）に規定する参加資格を有しなくなった場合又は提出された書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合は、その時点で失格とする。

3 審査方法及び審査基準

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとし、審査委員会による二段階審査方式で実施する。第一次審査及び第二次審査で総合的に評価し、本業務委託に最適と思われる契約候補者を選定する。審査基準は別紙 2 のとおり。ただし、採点者の平均点が 100 点満点換算で 60 点に満たない事業者は交渉権者に選定しない。なお、参加申込者が 1 者以上あれば審査を行うものとする。

(1) 第一次審査（書類審査）

提案書等の提出書類を審査し、上位 3 社程度を選定する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

提案書等（パワーポイント、プロジェクター等の使用可）に基づき 1 事業者（共同事業者を含む）当たり 25 分以内でプレゼンテーション（説明：15 分以内、操作デモ（動画でも可）：10 分以内）を行い、その後、審査委員から 15 分程度の質疑応答を行う。プレゼンテーション出席者は最大 3 名とし、本事業の業務責任者及び担当者は必ず出席のうえ、主にプレゼンテーションを行うものとする。詳細は、第一次審査結果と併せ別途通知する。

4 募集から契約交渉順位決定までのスケジュール（予定）

公募要項の公表（大東市ホームページ掲載）	令和6年8月13日（火）
質問受付期間	令和6年8月23日（金） 正午まで
質問回答（大東市ホームページ掲載）	令和6年8月28日（水）
参加表明書等受付期間	令和6年9月4日（水） 17時まで
提案書等受付期間	令和6年9月11日（水） 17時まで
第一次審査結果通知	令和6年9月18日（水）
第二次審査	令和6年10月上旬予定
第二次審査結果（随意契約交渉順位決定）通知	令和6年10月上旬～中旬予定
契約締結	令和6年10月中旬予定

5 手続き等

（1）参加表明

① 提出書類（各1部）

（ア）参加申込書（様式第1号）

（イ）会社概要書（様式第2号）

（ウ）会社の概要がわかるパンフレット等

※ 複数の事業者による共同での提案の場合には、（イ）～（ウ）の提出書類について、全ての共同事業者分を代表事業者が取りまとめ提出すること。

② 提出期間

令和6年9月4日（水）17時まで

③ 提出方法

②の提出期間内に、④の提出場所へ電子メールにて提出し、電子メール送付後は必ず④の電話番号に連絡すること。

データはPDF形式とし、ZIPファイルに取りまとめのうえ、ファイル名を「（提出年月日）_（提案事業者名）_参加表明書」とすること。

提出書類①の原本については、令和6年9月4日（水）までに応募書類と共に郵送又は持参すること。

④ 提出場所

〒574-8555 大阪府大東市谷川1丁目1番1号

大東市市民生活部市民課

E-mail : simin_ka@city.daito.lg.jp

電話 : 072-870-0457 (直通)

(2) 質問受付

① 提出書類 質問票

② 提出期間 令和6年8月23日(金)正午まで

③ 提出方法

(ア) 電子メールでのみ受け付ける。

(イ) 質問票は任意様式とする。

(ウ) 件名は「大阪府大東市キャッシュレス決済導入事業に関する質問(企業名)」とすること。

(エ) 受付アドレス : simin_ka@city.daito.lg.jp

④ 回答方法

令和6年8月28日(水)17時までに質問者名の名称等を伏せ、大阪府大東市ホームページに掲載する。

⑤ 留意点

- ・仕様書等に関する質問の回答は、仕様書等の記載内容の追加又は修正とみなす。
- ・同趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答する。

(3) 応募書類

① 提出書類

(ア) 企画提案書等提出届(様式第3号) : 1部

(イ) 会社概要書(様式第2号) : 1部

複数の事業者による共同での提案の場合には、全ての共同事業者分を提出すること。

(ウ) 類似業務実績書(様式第4号) : 正本1部、副本5部

(エ) 業務実施体制調書(様式第5号) : 正本1部、副本5部

(オ) 管理責任者・担当者調書(様式第6号) : 正本1部、副本5部

(カ) 企画提案書(任意様式 詳細は別紙1のとおり) : 正本1部、副本5部

(キ) 価格提案書(様式第7号) : 正本1部、副本5部

明細票(任意様式 A4判)をあわせて提出すること。

キャッシュレス決済取扱い及び決済手数料については、手数料率、固定使用料等を記載すること。

※ 副本は称号又は名称・住所・氏名・押印等を空欄とすること。

※ 各様式の内容や余白に法人名を記載しないこと。また、法人名を特定・

類推させるような記述は避けること。

※ 明細票については、「キャッシュレス決済端末の賃借等（システム利用料含む）」「POSレジ等の賃借等」の内訳が判別できるように作成するとともに、「仕様書」に示した業務内容や調達機器等を踏まえ、可能な限り詳細に記載すること。

※ 明細票の内訳については、本業務の月額及び合計額についての税抜額並びに消費税額を別々に記載し、さらにそれらの合計を税込額で明記すること。

② 提出期間

令和6年9月11日（水）17時まで

③ 提出方法

（ア）～（キ）の順番で取りまとめ、②の提出期間内に、④の提出場所へ郵送（当日必着）又は持参すること。

④ 提出場所

〒574-8555 大阪府大東市谷川1丁目1番1号

大東市市民生活部市民課

E-mail: simin_ka@city.daito.lg.jp

電話：072-870-0457（直通）

※ 郵便事故については、大阪府大東市はいかなる責任も負わない。

また、別途データ一式を電子メールで送付すること。データはPDF形式とし、ZIPファイルに取りまとめのうえ、ファイル名を

「（提出年月日）_（提案事業者名）_応募書類提出」とすること。

6 審査結果の通知（予定）

（1）第一次審査

提案書等の提出のあったものに対して、令和6年9月18日（水）以降書面により審査結果を通知する。

（2）第二次審査

審査委員会で決定した契約交渉順位上位3社に対して、令和6年9月27日（水）以降書面により通知する。

（3）上記（2）の契約交渉順位上位3社までに入らなかったものに対して、

令和6年9月27日（水）以降書面により通知する。

（4）上記（3）の通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して7日（大東市の休日を定める条例（平成3年3月27日大東市条例第1号）第2条に規

定する大東市の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、書面により所管課長に対して説明を求めることができる。

- （５）所管課長は、上記（４）に基づく説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して１０日（休日を除く。）以内に、書面により回答する。回答を受理した者は、その回答に不服がある場合は、回答を受理した翌日から起算して１０日（休日を除く。）以内に、大東市長に対して不服を申し立てることができる。

- （６）契約締結後、受注者を本市ホームページで公表する。

７ 契約締結

契約候補者と業務の内容及び契約条件の詳細について協議し、仕様書を作成のうえ見積書を徴収し、契約上限金額の範囲内であれば、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を行う。なお、提出された提案書等の内容について、書面通りの実施が難しい情勢等から、提案内容の一部の変更を協議する場合がある。契約候補者との協議が不成立の場合は、次点の者を契約候補者として協議を行うものとする。

８ その他の留意事項

-
- （１） 無効となる参加表明書又は企画提案書等

参加表明書又は企画提案書等が次の条件の一つに該当する場合には無効とする場合がある。なお、無効となった時点でプロポーザルの参加者を失格とし指名停止措置を行うことがある。

- ① 提出方法、提出場所及び提出期間に適合しないもの
- ② 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの

- （２） 複数の企画提案書の提出は認めない。
- （３） 参加表明書及び企画提案書等の作成及び提出に伴った費用の全ては、参加表明書及び企画提案書等提出者の負担とする。
- （４） 応募書類の作成においては、文字ポイントは 11 ポイント以上（図や表は除く）とし、わかりやすい表現、見やすいレイアウトを意識すること。

- (5) 参加資格条件等を確認するため、必要に応じて資料の提出を求める場合がある。
- (6) 提出期間以降における参加表明書又は企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。
- (7) 提出された参加表明書及び企画提案書等は、審査を行うにあたり、必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (8) 提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しない。なお、提出された参加表明書及び企画提案書等は、本事業受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (9) 参加表明書の提出後、応募の辞退をする場合は、プロポーザル参加辞退届を提出すること。
- (10) 大東市からの事務連絡は原則、電子メールを使用する。なお、電子メール等の通信事故については、大東市はいかなる責任も負わない。
- (11) 提出書類の受付は、各提出期間内の休日を除く 9時から 17時までとする。
- (12) 個人情報等に関する取り扱いについては、「特記事項」によるものとする。
- (13) 契約締結後において、天災地変など不可抗力により不測の事態が発生した場合は、本業務の延期、中止等の可能性がある。その場合は別途協議を行うものとする。
- (14) この要項に定めるもののほか、必要な事項については、審査委員会が定める。

9 問い合わせ先

〒574-8555 大阪府大東市谷川1丁目1番1号

大東市市民生活部市民課

担当：村岡・西嶋

電話：072-870-0457（直通）

E-mail：simin_ka@city.daito.lg.jp